

妊婦さんの

タクシー利用を支援します



平成 31 年 4 月から、妊婦健診や出産をタクシーで通院した場合の運賃補助をはじめました。

詳しくは各保健センターにお問い合わせください。

【対象者】

- ・石岡市に住民票のある妊娠 28 週以上の妊婦の方。

【内容】

- ・自宅から市外の医療機関への往復のうち往路に係るにかかるタクシー料金が対象です。
- ・タクシー利用 1 回につき 10,000 円を上限に片道運賃分を補助します。
- ・1 回の妊娠につき 5 回まで利用できます。

【補助を受ける方法】

- ① 保健センターに申請※タクシーを利用する前に申請が必要です
- ② タクシーを利用。忘れずに領収書をもらう。
- ③ 保健センターに実績報告書等を提出

※補助金は実績報告の提出後に口座振込みとなります



【申請に必要なもの】

- ・申請書（窓口にあります）
- ・自宅から医療機関までのルートと距離がわかる書類
- ・母子健康手帳
- ・認め印

【申請窓口・問合せ先】

地域医療対策室 石岡市石岡 1-1-1 電話 0299-23-1111（代表）

石岡保健センター 石岡市杉並 2-1-1 電話 0299-24-1386

八郷保健センター 石岡市柿岡 2750 電話 0299-43-6655

受付時間 8：30～17：15（土日祝日，年末年始は除く）